

議員提出議案第36号

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年12月19日

大阪市会議長 床田正勝様

提出者

北山良三	山中智子	井上浩
寺戸月美	尾上康雄	岩崎けんた
こはら孝志	小川陽太	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	1,058,000円
副 議 長	月額	934,000円
常任委員長	月額	890,000円
副 委 員 長	月額	873,000円
議 員	月額	855,000円

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月30日から施行する。

説 明

市会議員の報酬の額及び期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (抄)

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	<u>1,200,000 円</u> 1,058,000 円
副 議 長	月額	<u>1,060,000 円</u> 934,000 円
常任委員長	月額	<u>1,010,000 円</u> 890,000 円
副 委 員 長	月額	<u>990,000 円</u> 873,000 円
議 員	月額	<u>970,000 円</u> 855,000 円

(期末手当)

第5条 省 略

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の190、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の205 を乗
- 100分の197.5** **100分の212.5**

じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期満了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。

(1)－(5) 省 略

3 省 略